

## 発達障害児の発生頻度からみた 場合、児童相談所は母子保健事 業にどの程度参加できるか

竹 下 研 三

要約：母子保健事業で、発達障害関係の有効な運営のために児童相談所に援助を求めた場合、期待するほどの効果は上がっていないと指摘される。その理由を児童相談所の業務件数と業務内容、その相談所が受け持っている地域における発達障害児の発生率から、すべての発達障害児が児童相談所とかかわりあいを持つと仮定して、その回数を算出し検討を加えてみた。相談所が発達障害児に相談・指導を行なったのは1人当り8歳までに1.2回であった。今回の対象児には非行問題など非発達障害児への業務は含まれていない。現在の業務内容に効率的改革が期待できないとすれば、健診への現場参加を児童相談所に求めることは困難であり、コーディネイター的あるいは特殊なキーパーソン的役割を求める方向が実効的発想であると考えられた。

見出し語：乳幼児健診、児童相談所、発達障害、事後指導

### 目的：

児童相談所を発達障害児の健診や療育のキーパーソンとして機能を期待する場合、現在の業務の中で一人の障害児についてどの程度の内容で相談や指導が行なわれているのか、もし、期待されるほどの内容でないとすればどのような点でブレーキがかかっているのか、利用できるとすればどのような方向で期待できるのかを明らかにする。

### 対象と方法：

地方の1児童相談所が管轄する小都市および周辺農漁村（鳥取県西部、2市2群、人口約25万、人口密度 209/km<sup>2</sup>、年間出生数約

3,500）において、1971-1980年の10年間に出生した児（約35,000）を対象として検討した。対象児はすでに8歳を越えており、福祉サービスの中では児童相談所が主として関与する年齢をほぼ過ぎていると考えてよい。この期間、この地域における発達障害児の発生内容はわれわれが常時行っている各種の疫学調査からの資料を参考にした。死亡例は小学校入学（6歳）までに死亡したものを死亡例とした。3歳までに転出した児35例（出生時に把握された障害児の4.7%）は除外し、3歳までに転入した児23例（同じ母数での3.2%）は含めた。対象となった全児数は698

名であった。

児童相談所の業務は毎年だされている相談所業務概況報告から相談件数、相談内容、相談種別の数値に注目し、発達障害児にかかわった内容を選別し、発達障害にかかわった件数や内容を割り出した。

結果：

表1は発達障害児を内容別に発生実数と頻度を示し、相談所の年度別業務概況資料報告の中から相談件数と相談処理状況の数値を参考にして、疾患別に相談・指導に割いた回数をおおよその数値として算出したものである。ひとりの発達障害児にかかわる回数は1.2回と少なかった。同相談所で実質的に相談・指導にかかわっている職員を約3名と考えると、一人約200回の相談・指導であった。しかし、この1.2回は発達障害児全体からの数値であり、児童相談所に来所する児のみから算出すれば当然1人あたりの回数はもっと多くなるはずである。残念ながらここでは1回の相談に関わる時間数を算出することはできなかった。また、療育手帳の手続きなど簡単な事務的0業務は算出されていないことも考えられ、発達評価・指導と福祉援助とをかならずしもはっきりとは区別できなかった。発達障害を内容別にみるとはっきりと精神遅滞のグループに相談・指導、福祉援助の回数が多く偏っていた。このことは現在の児童相談所と関わりをもっている関係者にはよく理解できる結果であろう。

児童相談所の業務の中には、いわゆる教護、触法、長欠など非発達障害児群への業務があ

る。ここの結果で示されているものには、この業務はまったく含まれていない。したがって、発達障害児への相談・指導はこのグループの相談所に関わる量と質に完全に影響を受けると考えられた。これらの実数は研究対象においたこの児童相談所においては年間約200名、300回であった。発達障害児は年間平均70名、650回であったので、単純比較するとほぼ1:2の仕事量になった。この結果は、この資料を他の児童相談所と比較するとき重要である。もし、非発達障害児群に占める業務比率が高い相談所の場合は、ここでの結果以下の業務しか発達障害児には削ることができないと考えねばならないことになる。今回の研究対象にした児童相談所は教護、触法などいわゆる非行関係での業務が比較的少ない相談所と考えている。

考察：

児童相談所の業務をその相談所が受け持つ地域の発達児の疫学資料から計算し、比較検討を行ってみた。この結果がはたして正しく実態を把握しているのかはほかに類似の報告がないので比較することができなかった。そこで、この結果を相談所職員に説明して意見を求めてみた。職員にも評価はできなかったが、職員が業務として関わりをもつ比重はその家庭の状況にほとんど左右されているとの印象であった。家庭が安定し、理解レベルの高い家庭では、福祉関係の社会資源は1回の説明でよく理解してもらえ、後は放つてもおいてもそれらをうまく利用し、その後のケアをほとんど必要としないが、逆の場合は実

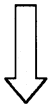
に多くの時間と業務量がその1人の障害児の家庭にとられてしまうという実態を説明された。結果として他の児へのサービスは不可能になってしまっている実態を訴えていた。このような相談所職員の話し、発達障害児の保護者が小学校入学までに児童相談所に関わったアンケート調査などを総合すると、この結果はそれほど間違った内容は示していないように思われた。

結論として、現在の児童相談所は地域の乳

幼児保健への現場的参加を期待にはたいへん困難な問題を抱えているとの結論をもった。参加を期待するとすれば、相談所に乳幼児健診関係の職種を新設するか、相談所の業務にはっきりと明記し業務の改革をするしかないであろう。現状での参加は、より全体からのコーディネイターの参加、あるいは仕事内容を限定したキーパーソンの参加以外にはないように思われた。そうなると、今度は相談所職員の質の向上が要求されてこよう。

表 1.

疾病・障害	実数(死亡)	頻度(/1000)	発達評価・指導	福祉援助	施設入退業務	訪問援助	計
脳性麻痺	22(0)	0.63	0.2	0.1	0.1	0.2	0.6
重度脳性麻痺	12(2)	0.29	0.3	0.1	0.1	0.3	0.8
重度先天異常	32(7)	0.71	0.3	0.1	0.1	0.3	0.8
脳障害後遺症	29(6)	0.66	0.3	0.1	0.05	0.3	0.75
二分脊椎・水頭症	30(2)	0.80	0.2	0.1	0.05	0.1	0.45
ダウン症候群	37(7)	0.86	0.8	0.2	-	-	1.0
精神遅滞	435(5)	12.29	0.8	0.2	0.1	0.1	1.2
自閉症	36(0)	1.03	0.8	0.2	-	0.3	1.3
聾・難聴	25(2)	0.66	0.2	0.1	0.1	-	0.4
視覚障害	8(0)	0.23	0.1	0.1	0.1	-	0.4
筋ジストロフィー	5(0)	0.14	0.1	0.1	0.1	1.0	1.3
骨系統疾患	13(0)	0.37	0.1	0.1	-	0.8	1.0
その他	14(0)	0.40	0.8	0.1	-	0.3	1.2
計	698(31)	19.07	(約400回)	(約100回)	(約50回)	(約100回)	(約650回)



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:母子保健事業で、発達障害関係の有効な運営のために児童相談所に援助を求めた場合、期待するほどの効果は上がっていないと指摘される。その理由を児童相談所の業務件数と業務内容・その相談所が受け持っている地域における発達障害児の発生率から、すべての発達障害児が児童相談所とかかわりあいを持つと仮定して、その回数を算出し検討を加えてみた。相談所が発達障害児に相談・指導を行なったのは1人当たり8歳までに1.2回であった。今回の対象児には非行問題など非発達障害児への業務は含まれていない。現在の業務内容に効率的改革が期待できないとすれば、健診への現場参加を児童相談所に求めることは困難であり、コーディネイターのあるいは特殊なキーパーソンの役割を求める方向が実効的発想であると考えられた。